

## 労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

### ■ 待遇決定方式の方法提供

イマイメイトは、全派遣労働者に適用される労使協定を締結しています。（有効期限：2022 年 3 月 31 日）

- ・ 許可番号：派 27-080010                      ・ 許可年月日：1997 年 2 月 1 日
- ・ 事業所の名称：今井明飾株式会社 人材事業部 イマイメイト
- ・ 事業所の所在地：〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町 3-156-2

### ■ 派遣料金の仕組み

マージン率は派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額の割合を示したもので、以下計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣会社の事業運営に必要な経費は、派遣労働者の賃金の他に以下のようなものがあります。

#### ● 派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険料は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

#### ● 派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は、派遣会社が負担しています。

#### ● その他費用

広告宣伝費、教育費、福利厚生費、社員の人件費、システム維持・管理・改善費、オフィスの家賃等、事業運営に必要な経費がございます。

<対象期間：2019 年 5 月 1 日～2020 年 4 月 30 日>

|                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| 派遣労働者数（2020 年 6 月 1 日）    | 677 人                  |
| 派遣先の実数（2019 年度）           | 476 件                  |
| 労働者派遣料金の額の平均額（1 日 8 時間/円） | 15,766 円               |
| 派遣労働者賃金の額の平均額（1 日 8 時間/円） | 10,076 円               |
| マージン率の平均（小数点 2 位以下四捨五入）   | 36.1%（2019 年度マージン率の平均） |

## ■ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 訓練の内容              | 対象となる派遣労働者       | 訓練の方法         | 実施主体 | 訓練費負担 |
|--------------------|------------------|---------------|------|-------|
|                    |                  | 賃金額           |      |       |
| 入職時研修<br>(ビジネスマナー) | 新規就労者            | OFF-JT        | 派遣元  | 無償    |
|                    |                  | 法令に基づいた金額にて支給 |      |       |
| OA スキルトレーニング       | 会社が指定する就労中の派遣労働者 | OFF-JT        | 派遣元  | 無償    |
|                    |                  | 法令に基づいた金額にて支給 |      |       |

## ■ キャリアコンサルティング

- ・対象：当社でご就業いただいている方 ・実施内容：電話 30分/回
- ・費用：無料 ・問合せ先：人材事業部 イマイメイト

## ■ 福利厚生に関する事項

### ○ スタッフ専用相談窓口

契約に関するトラブル、職場での人間関係やセクシャルハラスメントに関するご相談を承ります。

### ○ 各種保険

社会保険（健康保険・厚生年金保険）と、労働保険（雇用保険・労災保険）の適用事業所です。就業中の皆様が安心して働けるよう、雇用条件によって各種保険を完備しています。

### ○ 年次有給休暇

有給休暇を効率よく使って、新鮮な気持ちでお仕事に臨んでください。

### ○ 産前産後休暇、育児・介護休業

育児と仕事、介護と仕事の両立をサポートする制度としてご活用ください。

### ○ 定期健康診断

みなさまの健康管理のため、定期健康診断制度を設けています。

### ○ メンタルヘルスチェック

セルフケア（自身で行う健康管理）のさらなる充実化及び働きやすい職場環境の形成を目的に、労働安全衛生法に基づき、日本メディメンタル研究所を実施者としたストレスチェックを実施しています。